

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025年12月

裁判例紹介

令和4年（許）第13号
債権差押命令に対する
執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件
最高裁判所第三小法廷決定

監修：弁護士 大櫛 健一
文責：弁護士 豊田 康興

【決定要旨】

第三債務者が差押命令の送達を受ける前に債務者との間で差押えに係る金銭債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合において、当該差押えに係る金銭債権について発せられた転付命令が第三債務者に送達された後に第三債務者により当該電子記録債権の支払がされたときは、当該支払によって民事執行法160条による当該転付命令の執行債権及び執行費用の弁済の効果が妨げられることはない。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、相手方X（債権者、原審相手方）が、抗告人Y（債務者、原審抗告人）の有する各売掛債権について差押命令の申立てをし、これに基づき原々審により差押命令（以下「本件差押命令」という。）が発せられたのに対し、Yが本件差押命令の執行債権の大部分は従前の債権執行手続の転付命令により既に消滅していると主張して、執行抗告をしたところ、原審がYの執行抗告を棄却した（以下「原決定」という。）ため、Yが抗告許可を申し立て、原審がこれを許可したという事案である。

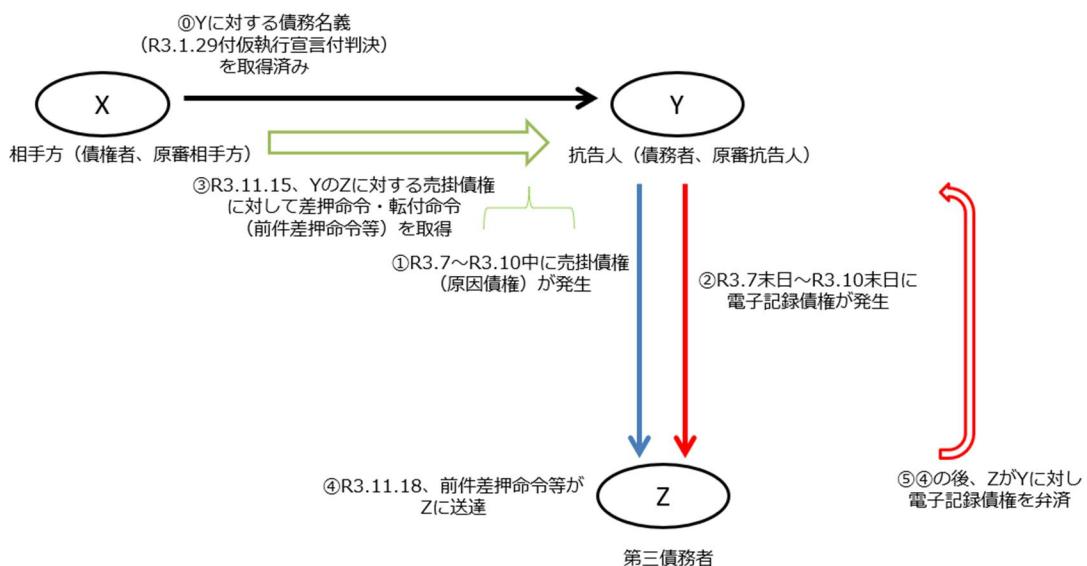
2 事実関係の概要

Xは、令和3年1月29日付のYに対しXへの金員の支払を命ずる旨の仮執行の宣言を付した判決（以下「本件判決」という。）を債務名義として、同年11月15日、YのZに対する売掛債権について差押命令（以下「前件差押命令」という。）及び転付命令（以下「前件転付命令」といい、前件差押命令と併せて「前件転付命令等」という。）を得た。前件転付命令等は、

同月 18 日、Z に、同月 25 日、債務者である Y にそれぞれ送達され、その後確定した。

もっとも、Z は、Y との間で、売掛債権について、その支払のために電子記録債権を発生させ、月末締めで翌月末日から起算して 90 日後に支払うとしており、実際に Z は、前件差押命令の送達を受ける前に、Y との間で、前件転付命令等に係る売掛債権のうち令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 3 か月分の売掛債権合計 1463 万 3596 円の債権（以下「本件被転付債権」という。）について、それぞれ締切月の翌月末日に、その支払のために電子記録債権（以下「本件電子記録債権」という。）を発生させていた。そして、Z は、各発生日から起算して 90 日以内に、Y に対し、本件電子記録債権の支払をし（もっとも、原決定では、各支払の具体的な日付までは特定されていない。）、X に対しては本件被転付債権の支払をしなかった（なお、原決定によると、Y の Z に対する令和 3 年 10 月 1 日から同月 31 日までの売掛債権 269 万 3308 円については、電子記録債権化されることではなく、X は当該売掛債権につき取立てを完了しており、取立て金は執行費用及び遅延損害金残額に充当されている。）。以上をまとめると次の相関図のとおりとなる。

【相関図】



その後 X は、令和 4 年 1 月 22 日、本件判決を債務名義として、Y が Z に対して有する各売掛債権等について差押命令の申立てをし、原々審は、同月 31 日、これに基づく差押命令（以下「本件差押命令」という。）を発した。もっとも、本件差押命令の執行債権には、前件転付命令の執行債権が含まれていたが、本件被転付債権の額が控除されていなかった。そこで、Y は、本件被転付債権は、前件転付命令が Z に送達された時点で存在したから、前件転付命令の執行債権は、本件被転付債権の券面額で弁済されたとみなされ（民事執行法 160 条。以下、民事執行法につき単に「法」という。）、本件差押命令は超過差押え（法 146 条 2 項）に当たるとして、執行抗告をした。

【訴訟の経過】

1 原審（福岡高決令和4年5月31日。なお、下線部は筆者による。）

原審は、次のとおり判断し、本件差押命令は超過差押えに当たらないとして、執行抗告を棄却した¹。

「第三債務者が差押命令等の送達を受ける前に電子記録債権を発生させること自体は適法であることや、第三債務者は、電子記録債権について支払がされることにより、原因債権の支払義務を免れることを予定して、電子記録債権を発生させるものであることに鑑みると、第三債務者が差押命令等の送達を受ける前に電子記録債権を発生させていた場合は、電子記録債権の発生が原因債権の支払のためにされ、また、上記送達後に電子記録債権について支払がされたときであっても、当該支払によって原因債権は当然に消滅し、第三債務者は原因債権の消滅を債権者に対抗することができると解するのが相当であり（最高裁判所昭和46年（才）第521号・昭和49年10月24日第一小法廷判決・民集28巻7号1504頁参照）、本件においても、Zが、前件差押命令等の送達を受ける前に本件電子記録債権を発生させ、上記送達後に本件電子記録債権について支払をしたことによって、本件被転付債権は当然に消滅し、Zは本件被転付債権の消滅を相手方に対抗することができるというべきである。そして、そうである以上、前件転付命令の効力が生じたとしても、前件転付命令の執行債権は「弁済されたものとみなされることはない」というべきである。」

2 許可抗告審（最決令和5年3月29日。なお、下線部は筆者による。）

最高裁は、次のとおり判示して、原決定を破棄し、更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻した。

「第三債務者が差押命令の送達を受ける前に債務者との間で差押えに係る金銭債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合には、上記送達後にその電子記録債権が支払われたとしても、上記差押えに係る金銭債権は消滅し、第三債務者はその消滅を差押債権者に対抗することができると解される（最高裁昭和46年（才）第521号同49年10月24日第一小法廷判決・民集28巻7号1504頁参照）。もっとも、転付命令が効力を生じた場合、執行債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、差押債権者がその現実の満足を受けられなくても、その券面額で転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなされる（民事執行法160条）。上記差押えに係る金銭債権について転付命令が発せられ、これが第三債務者に送達された後に、第三債務者が上記電子記録債権の支払をした場合には、上記転付命令に係る金銭債権は上記の弁済の効果が生ずる時点で存在していたのであるから、上記の弁済の効果が妨げられる理由はないといふべきである（その場合、差押債権者は、債務者に対し、債務者が支払を受けた上記電子記録債権の額についての不当利得返請求等をすることは別論である）。したがって、第三債務者が差押命令の送達を受ける前に債務者との間で差押えに係る金銭債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合において、上記差押えに係る金銭債権について発せられた転付命令が第三債務者に送達された後に上記電子記録債権の支払がされたときは、上記支払によって民事執行法160条による上記転付命令の執行債権及び執行費用の弁済の効果が妨げられることはないといふべきである。」

¹ 引用部分のうち斜体太字部分については、筆者にて本書の用語に合わせた文言調整を行った。

「これと異なる原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、本件支払がされた時期等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

【解説】

1 はじめに

(1) 電子記録債権について

電子記録債権は、その発生または譲渡について電子記録債権法の規定による電子記録を要件とする金銭債権であって（電子記録債権法 2 条 1 項）、債務者が債権者に対して一定の金額を一定の期日に支払うことを内容とするものである点において、約束手形と同様であり、その取引の安全を図るため、善意取得（同法 19 条）、人的抗弁の切断（同法 20 条）、支払免責（同法 21 条）、電子記録保証の独立性（同法 33 条）が認められる等、法制度上も手形と同様の設計となっている。²

電子記録債権は、これを発生させる原因となった法律関係(原因関係)に基づく債権(原因債権)とは別個の債権であり、手形と同様に、原因関係の存否やその有効性が電子記録債権の効力に影響を与えない(無因性)。

原因債権の支払の手段として電子記録債権を発生させる場合であっても、当然に原因債権が消滅するものではなく、原因債権が消滅するかどうかは、当事者の意思によって定まるものと解されており、具体的には、当事者が、原因債権の支払に代えて電子記録債権を発生させた場合には原因債権は消滅するが、本件のように原因債権の支払のために電子記録債権を発生させた場合には両債権は併存する。そして、両債権が併存する場合であっても、いずれか一方の債権が支払われれば、他方の債権は消滅すると解されている³。

(2) 転付命令について

執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて、差し押さえられた金銭債権をその券面額で差押債権者に転付する命令(転付命令)を発することができる(法 159 条 1 項)。

転付命令は、①被転付債権の移転、及び②執行債権の消滅という実体的效果を有しており、転付命令の確定により、転付命令が第三債務者に送達された時に遡って、①被転付債権がその同一性を保ちながら債務者から差押債権者に移転し(法 159 条 1 項・5 項)、②差押債権者の債権(執行債権)及び執行費用は、被転付債権が存在する限り、添付命令が第三債務者に送達された時に、その券面額で弁済されたものとみなされる(法 160 条)。

転付命令が第三債務者に送達されると、他の債権者は差押えや配当加入をすることができなくなるため、転付債権者は独占的に債権を回収することができる一方、第三債務者の無資力等により現実に被転付債権の弁済を受けられない場合であっても、執行債権は消滅

² 本多知則・金融法務事情 2229 号 p32

³ 萩本修・仁科秀隆編著『逐条解説電子記録債権法』(商事法務、2014) p4

するため、事実上債権回収をすることができないリスクを伴う。

このような性質を持つ転付命令がその実体的効果を生ずるための要件について、法 160 条の「転付命令に係る金銭債権が存する限り」という文言より、転付命令の効力発生時点で被転付債権が存在することが要件となる。したがって、当該効力発生時点で被転付債権が不存在である場合はもちろん、事後的に当該効力発生時点に遡って被転付債権が消滅する場合(例えば、相殺、取消し、解除、相続放棄等)には、転付命令による執行債権消滅の効果が生じないため、債権者は、同一の債務名義により、債務者の他の財産について再び強制執行を申し立てることができる。

他方、本件では、電子記録債権の支払によりその原因債権である被転付債権が消滅しているが、転付命令の効力発生後に被転付債権が消滅し、かつ消滅の効果が転付命令の効力発生時点に遡及しない場合について、転付命令の効果をいかに解すべきかが問題となる。

4

2 原決定及び本決定の分析

(1) 債権者と第三債務者との間の法律関係

まず、本件では、電子記録債権とその原因債権が併存する場合において、原因債権のみが差し押さえられ、その後電子記録債権が支払われた場合に、第三債務者は差押さえに係る原因債権の消滅を債権者に対抗できるかが問題となる。

この点については、原決定も本決定も最判昭和 49 年 10 月 24 日・民集 28 卷 7 号 1504 頁(以下「昭和 49 年最判」という。)を引用したうえで、第三債務者は差押さえに係る原因債権の消滅を債権者に対抗できる、と判示している。

昭和 49 年最判は、第三債務者が債権仮差押命令の送達を受ける前に債務者に対し債務支払のために小切手を振り出していた場合には、当該送達後に債務者に対し当該小切手が支払われたとしても、第三債務者は当該債務の消滅を債権者に対抗することができる旨を判示している。

原決定・本決定ともに、前記の電子記録債権と手形小切手の類似性に鑑み、本件における電子記録債権についても昭和 49 年最判と同様に解し、電子記録債権とその原因債権が併存する場合において、原因債権のみが差し押さえられ、その後電子記録債権が支払われた場合に、第三債務者は差押さえられた原因債権の消滅を債権者に対抗できる旨判示したと考えられる。⁵

(2) 債権者と債務者との間の法律関係について

原決定も本決定も、第三債務者が被転付債権の消滅を債権者に対抗することができると判示しているが、これはあくまで債権者と第三債務者との間の法律関係の問題であるところ、本件では、当該法律関係を前提に、債権者と債務者との間の法律関係として、転付命令によって弁済の効力が生じたことになるかが更に問題となる。

⁴ 法曹時報第 77 卷第 1 号 p256

⁵ 前掲注 4 p258

原決定は、債権者は、実際には満足を受けられないにもかかわらず、転付命令により執行債権が弁済されたことになってしまう不利益を重く見て弁済効を否定したものと思われる⁶。

これに対し、本決定の判断は、転付命令は、債権者が他の債権者に優先して債権を回収することができ、執行における平等主義の例外となる制度であること、このような制度を利用して被転付債権を独占的に取得した以上、当該債権が消滅するリスクは制度の利用者が負うべきであること、安易に転付命令の効力が事後的に失われる場面を拡張することは法律関係の安定性に鑑み望ましくないことを踏まえると、被転付債権の事後の消滅により転付命令の効力が失われるのは、原則として当該消滅が転付命令の効力発生前に遡る場合に限ると解すべきであり、またこのように解することが、「転付命令に係る金銭債権が存する限り」という法 160 条の文言に沿う、との考え方に基づくものと考えられる。⁷

なお、最高裁は、転付命令の効力発生後に被転付債権またはこれと同一の経済的利益を目的とする債権の満足を受けた場合の法律関係が問題となった他の事案において、いずれもいったん生じた弁済の効果に影響は及ばないと結論をとっている。具体的には、①被転付債権に質権が設定されており、質権実行の結果、質権者に支払がされ、被転付債権が消滅する場合（最決平成 12 年 4 月 7 日・民集 54 卷 4 号 1355 頁）、②甲、乙を連帯債務者とする丙の債権があり、丙の債権者丁が乙に対する債権についてのみ転付命令を取得し、その効力発生後に甲が丙に対して弁済し、被転付債権が消滅する場合（最判平成 3 年 5 月 10 日集民 163 号 37 頁）である。本決定は、これらの従来の判例法理にも沿うものといえる⁸。

(3) 本決定の意義

本決定の立場を前提とすると、債務名義を取得し、差押命令及び転付命令を得たにもかかわらず、差押命令送達前に電子記録債権が発生し、転付命令送達後に債務者に対して支払がなされることにより、執行が功を奏しないばかりか、執行債権も消滅することになり、債権者としては、再度債務者に対する不当利得返還請求権について債務名義を取り直す必要が生じる⁹ことになると考えられる。

上記を踏まえ、実務上、あえて転付命令までは申立てをしないといった対応を検討すべきケースや、原因債権ではなく電子記録債権を目的債権として差押命令・転付命令の手続を行うべきケースが生じ得る¹⁰と思われるところ、本決定は執行実務に少なからず影響を与えるものといえるだろう。

⁶ 池邊摩依『速報判例解説（34）—新・判例解説 Watch [2024 年 4 月]（法学セミナー増刊）』p143

⁷ 前掲注 4 p263

⁸ 最決平成 12 年 4 月 7 日・民集 54 卷 4 号 1355 頁と本決定との関連性につき、柳沢雄二・ジュリスト 1597 号 p121 参照

⁹ 前掲注 4 p264 参照

¹⁰ これに加え、前掲注 2p38 は、原因債権と電子記録債権の両債権についてともにそれぞれ執行債権及び執行費用の合計額に満つるまで差押・転付命令の申立てを行う方法についても示唆している。

【監修】



大櫛 健一（弁護士）
E-mail: kokushi@iwatagodo.com

上智大学法学部卒業、2006年弁護士登録。
金融取引及び不動産取引を多く扱うほか、公正取引委員会や中小企業庁対応をはじめとする独禁法／競争法分野の相談や調査実務対応を多数経験し、訴訟その他の係争対応も得意としている。

【文責】



豊田 康興（弁護士）
Email: yasuoki.toyodada@iwatagodo.com

2021年東京大学法科大学院修了、2023年弁護士登録。
コーポレート案件など、企業法務全般の業務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング15階
岩田合同法律事務所 広報: news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。